

# 職場環境改善促進事業業務委託仕様書（案）

この仕様書は、長野県（以下「県」という。）が行う職場環境改善促進事業を業務委託するに当たり、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

## 1 業務名

平成 31 年度職場環境改善促進業務

## 2 目的

長時間労働の削減や休暇の取得促進、多様な働き方制度の導入等により、誰もがその能力を十分発揮しながら生き活きと働くことができる職場環境づくりを推進し、多様な人材の労働参加を促す。

## 3 履行期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日

## 4 契約書

別添のとおり

## 5 業務内容

(1) 職場環境改善アドバイザーによる企業等の訪問

ア 職場環境改善アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を原則として 8 名配置し、県内全域の企業及び市町村の地域包括支援センターや介護相談窓口（以下「企業等」という。）を年間 2,500 カ所以上訪問できるよう、担当地区を決めて計画的、効率的な訪問を行う。

イ アドバイザーは、訪問の際、企業に対して以下の業務を行う。

(ア) 職場いきいきアドバンスカンパニー認証（以下「アドバンス認証」という）の制度説明及び認証申請の働きかけ（雇用制度の整備、多様な働き方制度の導入・実践、非正規社員の処遇向上、職場環境改善 等）

(イ) 子育て女性の短期インターンシップ受入企業の開拓

(ウ) 訪問企業の職場環境、人材確保の状況把握及びアドバンス認証要件を満たすために必要な課題の整理

(エ) (ウ)の課題解決のための具体的なアドバイス

(オ) (ウ)の課題解決のために、専門的な知識や資格を有する者（以下「専門家」という。）のアドバイスが必要な場合は、当該専門家の派遣の手配

(カ) 「社員の子育て応援宣言」の趣旨説明、同宣言の新規登録、継続登録の依頼及び「ながのけん社員応援企業サイト」の紹介、同サイト上での登録方法の説明

(キ) ワーク・ライフ・バランス、働き方改革等についての啓発

(ク) 県及び国の制度（次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法の一般事業主行動計画策定、くるみん認定制度、各種助成金等）の周知

(ケ) 県人権・男女共同参画課が実施する「女性の「働く希望」寄り添い支援事業」と連携し、同事業において開催するネットワーク会議への参加及びネットワーク構成団体に関する情報提供や業務の切り出しに関する助言

ウ アドバイザーは、地域包括支援センターや市町村の介護相談窓口を訪問し、以下の業務を行う。

(ア) 県内の介護離職に関する状況や、介護休業等の支援制度を周知し、家族介護者に対する就業継続のための助言や支援の要請

(イ) 介護休業等の支援制度の利用に関して、家族介護者が必要に応じて相談ができ

るよう、労政事務所及び長野労働局等の相談窓口の案内

エ アドバイザーの企業等の訪問、子育て女性の短期インターンシップ受入企業の開拓にあたっては、次の点に留意する。

- (ア) 本事業は県の委託事業である旨を説明し広く理解を求めるよう努める
- (イ) 定期的に所管する労政事務所を訪問し、訪問企業に関する情報共有を図る
- (ウ) インターンシップの実施にあたり、県労働雇用課が実施する「はたらく女性応援プロジェクト事業」の女性就業支援員及び受入企業との円滑な連携を支援し、インターンシップが適切に実施されるよう努める
- (エ) 訪問した企業の求人に関する情報を(ウ)の女性就業支援員と共有し、就職を希望する女性が円滑に就職できるよう努める
- (オ) 労働雇用課からの要請により、長野労働局、働き方改革推進支援センター、県内経済団体等の関係機関と連携した共同訪問を実施する
- (カ) 労働雇用課との協議により、重点的に企業等に働きかける事項を決定し、企業等に対する集中的な働きかけを実施する

オ アドバイザーの労務管理

受託者は、アドバイザーの勤務状況の把握、進捗状況の管理、成果の把握等の労務管理を行う。アドバイザーの選任、労務管理等にあたっては次の事項に留意すること。

- (ア) アドバイザーは、本事業を行うのに相当な実務経験を有する者であること
- (イ) アドバイザーは、事務所拠点もしくは自宅拠点とすることも可とする
- (ウ) 受託者は、自宅を拠点とするアドバイザーがいる場合には労務管理を適切に行い、事業が効率的かつ確実に遂行できるよう配慮するとともに、交通事故防止などの安全面についても十分配慮すること
- (エ) 受託者は、アドバイザーの業務遂行に必要な労働関係法規、各種制度、国・県における関連事業等に関する研修を必要に応じ実施する
- (オ) 受託者は、月に1回以上は管理者及びアドバイザーを参集し、事業の進捗状況や課題等の把握と情報共有を行う

(2) 働き方改革先進企業の事例研究会の開催

受託者は、働き方改革に取り組んで成果をあげている企業の好事例を、これから働き方改革に取り組む企業へ普及させることを目的として、以下の条件により事例研究会を開催する。

- ア 研究会は、参加者数25名程度の規模で、県内4カ所で開催する
- イ 研究対象となる企業は、働き方改革に積極的に取り組み成果をあげている企業とする（職場いきいきアドバンスカンパニー認証（以下「アドバンス認証」という）、くるみん認定を受けている企業など）
- ウ 研究会の内容については、参加者が具体的なイメージを持ち、参加者が属する企業の働き方改革に役立てることができるような内容とする

(3) 働き方改革担当社員の情報交換会の開催

受託者は、企業の人事労務担当者が他社の働き方改革の取組について情報交換を行うことを目的とした情報交換会を、以下の条件により開催する。

- ア 情報交換会は、参加者10名程度の規模で、県内1カ所で開催する
- イ 情報交換によって、他社の事例を参考に働き方改革の取組を行なうことができるよう、労働雇用課と協議の上で対象業種や参加する企業の規模を設定する

(4) 多様な働き方制度導入への専門的アドバイスの実施

多様な働き方制度導入にあたって、専門家のアドバイスが必要な場合は、委託費の範囲内で適切な専門家を企業に派遣し、アドバイス等を行う。

専門家派遣の例としては、制度導入にあたり就業規則の改正が必要な場合の社会保険労

務士の派遣、テレワーク導入に当たりIT環境整備が必要な場合のITエンジニアの派遣、どんな制度が当該企業の実情に適しているかどうかの判断を仰ぐための経営コンサルタントの派遣、職場のメンタルヘルス向上のためどのような対策を導入するのがよいか判断を仰ぐ場合の産業カウンセラーの派遣などが想定されるが、これ以外の職種であっても構わない。

県子ども・家庭課が実施する「地域型保育事業等設置促進事業」において、新たに地域型保育事業を開設する保育事業者に対する就業規則や賃金規程等の作成に関する助言が必要な場合は、委託費の範囲内で専門的アドバイスを実施することとする。

#### (5) 多様な働き方に関する企業の取組事例の取材及びWeb掲載

受託者は、県内企業における多様な働き方の導入事例の取材及びWeb掲載を以下のとおり実施する。

ア 業種や規模について労働雇用課と協議の上、年間12社の事例を収集する。

イ 収集した導入事例を、(7)の専用サイト上に掲載する。

#### (6) 啓発資料の作成配布

受託者は、(1)の業務に使用するほか、アドバンス認証の知名度アップ、認証企業のPRの目的で使用する啓発資料を企画・作成し、県に引き渡す。

啓発資料は次表のとおり、委託候補者決定のための公募型プロポーザルにおいて提案した内容に基づいて作成する。なお、作成に当たっては、県と受託者との協議により提案内容を変更して実施することもあり得る。

媒体	仕様	印刷部数
両立支援パンフレット	サイズ：A4 ページ数：8ページ（カラー） 印刷：両面印刷	事業主用：5,000部 求職者用：5,000部
アドバンス認証チラシ	サイズ：A4 印刷：(表)カラー (裏)白黒	企業用：9,000枚 学生用：2,000枚

#### (7) 専用サイトの保守・管理

専用サイト「ながのけん社員応援企業さいと」(URL <http://nagano-advance.jp/>) について、次の内容の保守・管理等を行うとともに、委託費の範囲内で必要な改修を行い効果的な情報発信を行う。

ア サーバーの設置

イ 搭載CMSの稼働確認、脆弱性対応

ウ データベースの最適化、バックアップ

エ ドメインの維持管理

オ 管理者作業用パソコン(1台)の設置(県庁内)

カ 「外部公開ウェブサイトの常時SSL化対応について」(平成30年10月10日付け30情政第206号長野県情報政策課長通知)に基づく常時SSL化のための改修

キ アドバンス認証の上位の認証制度を紹介するページの作成・公開

ク 県公式ホームページのウェブアクセシビリティ方針に準拠したウェブアクセシビリティ方針の作成及び公開

## 6 県への報告

### (1) 事業実施計画書

業務委託契約締結時に、事業実施計画書及び実施体制表(様式任意)を県に提出するこ

と。なお、事業実施計画書等に変更がある場合は、あらかじめその内容について変更後事業実施計画書等を添えて県に協議すること。

## (2) 業務実施報告書

受託者は次の事項について、業務実施報告書（様式任意）を毎月原則として翌月の10日までに県に提出すること。なお、月報とは別に実施状況に関する報告を求める場合があるのでその都度報告すること。

- ア 訪問企業数（新規訪問企業数及び企業名）
- イ アドバンス認証企業数
- ウ インターンシップ受入企業開拓数及び受入可能人数
- エ 社員の子育て応援宣言登録事業所数
- オ 多様な働き方制度導入企業数及び企業名
- カ 専門家派遣回数
- キ 専用サイトの閲覧状況

## 7 成果目標

- (1) アドバンス認証企業数 22社以上
- (2) 子育て女性のインターンシップ受入企業開拓数 100社以上

## 8 事業実施上の留意事項

- (1) 本事業の実施にあたっては、長野県労働雇用課及び労政事務所と連携を図りながら取り組むこと。
- (2) 受託者は、月1回程度事業従事者全員のミーティングを行い、コミュニケーションを図るとともに、情報共有や課題を抽出し、事業が適切に実施できるよう配慮すること。
- (3) 個人情報の保護（取得・保護・管理）については十分に注意し、流出・損失を生じないこと。
- (4) 事業の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならないこと。
- (5) 受託者は、5（6）において作成した啓発資料及び広告作品については、著作権法第21条から第28条までに規定する権利（著作権）を県に無償で譲渡するものとする。受託者は、県の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条から第20条に規定する権利（著作者人格権）を行使することはできない。

## 9 その他

この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に関して疑義が生じたときは、その都度協議するものとする。